

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 30 日作成

法 令 名	: 風営適正化法
根 拠 条 項	: 第 31 条の 23 において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要	: 営業所の構造又は設備の変更の承認
原 権 者（委 任 先）	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	: 法第 31 条の 23 において準用する第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 2 項第 1 号（構造及び設備の技術上の基準）及び第 31 条の 23 において準用する第 9 条第 2 項（承認の基準） 添付書類府令第 17 条において準用する同府令第 1 条第 1 号～第 3 号（変更承認申請書の添付書類） 規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 75 条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）及び第 87 条（変更の承認の申請）
審 査 基 準	:
標 準 処 理 期 間	: 別紙のとおり
申 請 先	: 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先	: 同 上
備 考	: 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第 12 の 8、第 17 の 1 及び第 27 の 1 を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から 10 日